

岩沼市公共物管理条例の一部を改正する条例

岩沼市公共物管理条例（昭和 4 2 年条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第 5 条関係）

使用物件		使用料	
		単位	金額
第 1 種電柱		1 本につき 1 年	5 7 0 円
第 2 種電柱			8 7 0 円
第 3 種電柱			1, 2 0 0 円
第 1 種電話柱			5 1 0 円
第 2 種電話柱			8 1 0 円
第 3 種電話柱			1, 1 0 0 円
その他の柱類			5 1 円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ 1 メートルにつき 1 年	5 円
地下に設ける電線その他の線類			3 円
路上に設ける変圧器		1 個につき 1 年	4 9 0 円
地下に設ける変圧器		使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	3 0 0 円
変圧搭その他これに類するもの及び公衆電話所		1 個につき 1 年	1, 0 0 0 円
郵便差出箱及び信書便差出箱			4 2 0 円
水道管 ・ 下 水 道 管 ・	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	2 1 円
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		3 0 円
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		4 5 円

ガ ス 管	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		61円
・ そ の	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		91円
他 こ れ	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		120円
ら に 類	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		210円
す る 工	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		300円
作 物	外径が1メートル以上のもの		610円
通路・通路橋	使用面積1平方メー		240円
敷地	トルにつき1年	許可に係る敷地に接続する土地の固定資産税評価額の1平方メートル当たりの額に100分の2.5を乗じて得た額。ただし、固定資産税評価額30,000円以上の場合は、1平方メートル当たり750円とし、固定資産税評価額3,000円未満の場合は、1平方メートル当たり75円とする。	
農地			40円

広告塔・看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180円
	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800円
電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に添加された広告物（電柱、電話柱、軌道柱、街灯、消火栓標識、バス停留所標識等に巻き付けて添加された広告物（以下「巻付広告」という。）を除く。）及び建物、塀、その他公共物の区域外の工作物に添加され、公共物の区域内に突出する広告物		1本につき1年	1,260円
巻付広告物			630円
標識		1本につき1年	810円
鉄塔		使用面積1平方メートルにつき1年	1,000円
土石等		1立方メートル	50円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。